## 消費税率引上げによる地方消費税の社会保障施策への活用(平成27年度決算)

消費税率の引上げによる地方消費税の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する経費その他 社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることされています。 加西市では、平成27年度の消費税交付金の増収分(352,922千円)を次の社会保障施策 (6,493,195千円)の財源として活用しました。

(千円)

区分		事業費	特定財源			一般財源	
			国庫	県費	その他	地方消費税 (増収分)	その他
社会福祉	生活保護 (生活保護費支給等)	346,899	290,712	6,010	800	4,421	44,956
	児童·母子福祉 (保育所運営費等)	1,694,980	703,470	250,934	145,360	53,297	541,919
	高齢者福祉 (高齢者入所支援等)	76,866	0	23,047	2,350	4,609	46,860
	障害者福祉 (自立支援給付費等)	991,071	409,866	197,927	91,646	26,113	265,519
	福祉医療 (こども医療費助成等)	291,919	0	91,401	0	17,955	182,563
社会保険	国民健康保険 (繰出金)	289,410	47,408	145,944	0	8,601	87,457
	後期高齢者医療 (繰出金)	1,192,026	1,161	102,745	22,110	95,453	970,557
	介護保険 (繰出金)	646,295	6,293	1,622	0	57,162	581,218
保健衛生	医療施策 (加西病院補助等)	804,880	0	0	0	72,070	732,810
	予防·健康增進対策 (予防接種助成費等)	158,849	719	644	9,614	13,241	134,631
合計		6,493,195	1,459,629	820,274	271,880	352,922	3,588,490